

○特定個人情報保護評価書(重点項目評価書) 用語解説

索引	用語	意味
D	DRタグ	無線LANによる通信を利用した管理タグ。タグがついたまま特定のエリアから出ようとするときアラームが鳴るようになっている。
I	ITリテラシ	ITを使いこなす能力のこと。インターネットなどをうまく利用する能力、様々なアプリケーションソフトを使いこなす効率的に業務を行う能力など、コンピュータに関して広い意味での利用能力のこと。
L	LGWAN	総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network) の略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。
L	LGWAN-ASP	LGWANを介して、利用者である地方公共団体の職員に各種行政事務サービスを提供するもの。 LGWANにおいて、地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者及びそのサービス。
V	VPN	バーチャル プライベート ネットワーク (Virtual Private Network) の略。 公衆回線を使用してネットワークを利用する際、様々な利用者の情報が流れるため、VPNの技術により仮想的に専用回線を作り、これを利用することで安全性を高めている。
う	ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルスは、日々、新しいウイルスが作られており、新しいウイルスを駆除するためには、それを駆除するための新しい駆除ファイルが必要となる。この駆除ファイルのことをウイルスパターンファイルと呼ぶ。
か	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とし、平成27年4月から開始した事業。
か	還付・充当	還付：介護保険料の過誤納金が発生した場合、被保険者に返金すること。 充当：納期が過ぎた未納の介護保険料がある場合に、過誤納金を還付せずにその未納分に充てること。
き	給付制限	介護保険料を一定期間滞納すると、介護サービスを受けたときに介護保険からの給付を制限する制度。
こ	高額介護サービス費	介護保険の一月における利用者負担額が所得等に応じた上限額を超えた金額について、利用者に払い戻す制度。
し	償還払い	介護サービスを利用した方が、かかった費用の全額を支払い、後から申請書と一緒に領収書などを区に提出して介護保険の給付を受けること。
じ	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピューターネットワークのこと。 住民基本台帳ネットワークシステムに記録されている項目は、個人番号のほかに法律で定められている氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード・これらの変更情報の6つの情報に限られている。

索引	用語	意味
じ	情報提供ネットワークシステム (インターフェイスシステム)	番号法により、国や他機関との連携が可能な情報をやり取りする際に、必要となるシステム。総務大臣が設置・管理する。 (インターフェイス：二つのものが接続・接触する箇所や、両者の間で情報や信号などをやりとりするための手順や規約を定めたもの)
だ	団体内統合宛名システム	各業務システムと中間サーバーとの間に構築するシステム。各業務システムが直接的に中間サーバーと情報連携を行うことのない構造になる。
ち	中間サーバー・プラットフォーム	情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うため、区の既存システムが持つ個人情報の副本等を保有する役割を担う中間サーバーの拠点のこと。地方公共団体情報システム機構が整備を進めている。
と	特別徴収	65歳以上で年金受給額が年額18万円以上の方の介護保険料を、年金支払者が年金から介護保険料を差し引き、区市町村に納めること。
と	東京都国民健康保険団体連合会	国民健康保険法第83条に基づき、東京都の保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受けて設立された団体のこと。 介護保険事業においては、区市町村の委託を受けて、介護サービスの請求に対して、審査・支払の事務を担当するとともに、介護保険料の特別徴収の経由機関となっている。
と	督促・催告	介護保険料が納期限までに納付されなかった場合は、区市町村から督促状（納付書）を発送し納付を促す。その後も納付されなかった場合、催告書（納付書）を発送し、再度納付を促している。
ば	バッチ	コンピューターシステムの処理方式の一種で、コンピューターにおいて一定期間のデータ、あるいは一定量のデータをまとめて一括で行う処理のこと。
ひ	被保険者	介護保険の加入者のこと。区に住所を有する40歳以上の方が加入する。年齢に応じて、第1号被保険者（65歳以上）および第2号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険加入者）の2つに分けられる。
ひ	被保険者証	介護保険の加入者に対して交付する保険証のこと。認定申請時や介護サービス利用時に使用する。（第2号被保険者には要介護認定をした方に対してのみに交付）
ふ	負担限度額認定証	特定入所者介護サービス費（補足給付）の対象者に交付する認定証のこと。
ふ	負担割合証	介護サービスを受けた時に支払う利用者負担の割合（1割から3割）が記載されているもので、要介護認定等を受けた方に交付するもの。
ふ	普通徴収	65歳以上で年金受給額が年額18万円未満の方が、介護保険料を区市町村から送付される納付書により、金融機関等で納めること。

索引	用語	意味
ほ	保険料の減免	<p>減額・免除の略称</p> <p>生計困難者の介護保険料の減額：介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階で収入・預貯金額が一定基準以下であり、保険料を滞納していない方について保険料の減額を行う。</p> <p>災害等の事情による介護保険料の減免：被保険者やその世帯の生計を支える方が、災害等の事情で、一時的に収入が著しく減少したために、保険料を納めることが困難な場合には、3か月を限度に減額・免除することができる制度。</p>
ほ	補足給付	<p>特定入所者介護サービス費のこと。</p> <p>介護保険施設に入居中の方などの食費・居住費（滞在費）は全額自己負担であるが、所得の低い方は、負担の限度額を設定している。限度額を超えた額を介護保険から施設に支払う制度。</p>
よ	要介護認定調査	<p>介護保険の認定申請をした方に訪問をし、心身の状況を調査すること。区の職員や委託事業者等が行う。作成した調査票は介護認定における審査判定資料として使用する。</p>